

# 川口の農業だより

令和3年3月 No.93

令和3年1月23日(土)に第18回緑の学会・ふれあい講演会が  
オンラインによるライブ配信にて開催されました



講師 金子 明人 氏



川口市農家組合連絡協議会 小川会長

緊急事態宣言の発令に伴い、会場内は無観客で行い、配信のみの開催となりました。



川口市マスコット「きゅぼらん」

編集 川口市農業委員会  
発行

川口市青木2-1-1 電話 048-271-9214  
ホームページ <https://www.city.kawaguchi.lg.jp>

## みどり課から生産緑地についての大切なお知らせです

平成4年に指定を受けた生産緑地は、令和4年12月10日に指定から30年経過となるため、一定の手続き（市へ買取申出等）を経ることで、農地以外の用途に変更することができるようになります。（生産緑地の指定解除には手続きが必要となるのでご注意ください。）

### 引き続き生産緑地とする場合（特定生産緑地）

30年経過後も引き続き、税の優遇措置を受けながら営農を継続する場合は、以下のスケジュールのとおり30年が経過する前に特定生産緑地の手続きを行う必要があります。手続きを行うかどうかは、ご家族、特に将来の担い手となる方とよくご相談ください。（令和2年度中に申請済みの方は除きます。）

#### 令和3年度特定生産緑地指定手続きスケジュール（予定）

令和3年	6月	申請書類の受取（市から郵送します。）
	7月～9月	申請事前審査（予約制となります。）
	10月	指定申請受付（予約制となります。）
令和4年	2月	都市計画審議会意見聴取
	3月	特定生産緑地指定及び公示
	12月10日～	特定生産緑地として10年間継続



※添付書類の取得に日数を要する場合がありますので、申請の準備には早めの着手をお願いします。

### 生産緑地の指定を解除する場合

#### 生産緑地は自動的に解除にはなりません！

まず、市に対して買取申出の手続きを行ってください。市等が買い取らない決定をした場合、指定が解除となります。買取申出から指定解除までは、最短でも3カ月程度かかります。



#### ◎令和3年度分の新規指定受付を行います

令和3年度分新規指定申請は、令和3年6月30日が期限となります。希望される方は、お早めにご相談ください。

※新規での指定は、従来どおり30年間農地として適正に管理することが義務付けられます。

お問合せ：みどり課保全係（鳩ヶ谷庁舎3階） 電話：048-242-5721

## 川口市農地バンク制度の活用をご検討ください



農地を借りたい（買いたい）方に農地を紹介する川口市農地バンク制度は、令和3年度から生産緑地地区内の農地を対象に加えます。生産緑地の管理にお困りでしたら、貸したい（売りたい）農地として登録を検討してはいかがでしょうか。

なお、相続税納税猶予を継続できる貸借の方法もありますので、ご相談ください。  
※登録中も、除草等の管理は所有者が行う必要があります。

お問合せ：農業委員会事務局農地係 電話：048-258-7922

## 新たな農産物の導入を支援します



農業者の生産・経営技術の向上を図るとともに、本市農業の維持・発展につなげるため、農産物産地化モデル事業として、新たな農産物の導入に対する実証・試験事業に対して支援します。

### 農業改良普及事業交付金・農産物産地化モデル事業

#### 対象者

- 市内に住所を有する農業者5人以上で構成され、組織及び運営に関する規約が定められている団体
- 市内に住所を有する認定農業者(※農業経営改善計画書の内容に沿った事業であることが条件です。)

#### 支援内容

農業者が自らの創意工夫に基づき、農業経営の改善を図るために実施する、経営規模の拡大または農地の利活用に資する新たな農産物の導入に対する実証・試験事業に係る経費の一部を補助します。

- 対象経費：種苗費(※過去に栽培したことがない品種のみ対象となります。)
- 補助率：1/4以内
- 限度額：10万円

#### 注意事項

- 必ず事業実施前に農政課へご相談ください。
- 事前相談等を経て申請書類が整った順に採択し、予算がなくなり次第終了します。
- 事業実施場所に定めはありませんが、導入後の現物確認は市内で行います。
- 同一団体及び個人が1年度中に申請できる回数は1回です。



### ◎認定農業者とは

農業者が自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市等が認定し、意欲と能力のある農業者を育成するとともに、経営の改善を支援していく制度です。計画が認定されると認定農業者となります。

申請方法等の詳細は市ホームページをご覧ください。農政課までお問合せください。

お問合せ：農政課農業振興係 電話：048-259-7249

## 農業者年金に加入しましょう

◎農業に従事する方が加入している国民年金だけでは豊かな老後の生活には十分とは言えません。

国民年金の上乗せとして加入できるのが農業者年金です。

◎以下の①②③の要件をすべて満たす方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方

※国民年金基金及び個人型確定拠出年金(イデコ)とは重複加入できません。

◎積立方式の終身年金のため、65歳から生涯受給することができます。80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。

◎保険料は、月々2万円から6万7千円の範囲で、千円単位でいつでも変更できます。

◎40歳未満で一定の要件を満たす方に対しては保険料の国庫補助制度が設けられています。

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

**お問合せ:独立行政法人農業者年金基金 電話:03-3502-3199**



## 農業災害発生時の報告のお願い

ゲリラ豪雨や台風・降雪等の自然災害により農業用施設や農作物に被害が生じた場合は、速やかに、農政課へ被害状況の報告をお願いします。報告された情報は、災害復旧の対策に役立てられるとともに、国及び地方公共団体による支援等を受ける際に必要になる場合があります。

なお、被害報告は、被害状況(施設の場合は構造(パイプ、鉄骨等)、棟数、施設面積等、農作物の場合は面積、量、本数等)を日付が分かるように撮影するなど記録を残していただきますようお願いいたします。併せて、可能な限り、被災前後の対比ができるような日頃の施設等の様子につきましても記録を残していただきますようお願いいたします。

**お問合せ:農政課農政係 電話:048-259-9020**

## 農地の適正な管理をお願いします

農業委員会が農地パトロールを実施すると、雑草が繁茂して、長期間耕作を行っていないと思われる農地を発見することがあります。また、農地の雑草については、近隣住民から農業委員会に苦情が寄せられることもあります。

農業委員会では、遊休化している農地について、所有者に対して適正な管理を求めるとともに、今後の農地の活用に関して意向を聴取しています。

何らかの事情により、一時的に耕作を中止せざるを得ない場合も、定期的に除草を行うなど適正な管理に努めてください。ご自身での耕作が困難であれば、期限を定めて貸借を行うことができる場合もありますので、農業委員会または農政課にご相談ください。

**お問合せ:農業委員会事務局農地係 電話:048-258-7922**  
**農政課農政係 電話:048-259-9020**